確認申請の補正等および中間・完了検査時の検査書類の提出等について（構造関係）

確認申請（計画通知）における構造関係図書の補正図書・追加説明書の提出等および中間・完了検査の構造関係書類の提出については、下記を参考にしてください。

【１-1】補正図書・追加説明書の 必要部数・構成・作成上の注意点

①　補正図書（追加・差替え図書）　必要部数：正・副 各１部

＜作成上の注意点＞　※ 別紙記載例1を参考にしてください。

- 正本分には、補正箇所を赤線で囲むなどして明示してください。（追加説明書で、補正箇所を明示した説明資料を添付する場合は不要）
- 正本分には、右上に「補正図書」と記載してください。（来庁し提出する場合はゴム印をお貸しします。）
- 構造計算書すべてを差し替えする場合は、構造計算書の表紙に「補正図書」と記載してください。
- 一貫計算書を補正する場合は、一貫計算書の表紙に「補正図書」と記載してください。（一貫計算書の一部を差し替えすることは原則不可）
- 一貫計算書以外の部分の構造計算書を補正する場合は、各補正図書の右上に「補正図書」と記載してください。
- 各図面及び構造計算書の表紙に建築士の記名をしてください。

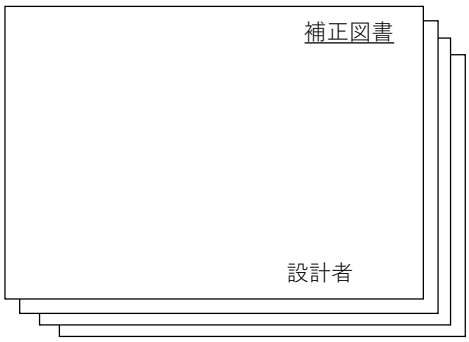

②　追加説明書　必要部数：正・副 各１部

＜構成＞

- 表紙
- 指摘事項に対する回答書（表紙と兼用可）
- 指摘事項に対し不明確な点を説明する説明資料
- 補正する図面等の説明資料（補正図書に補正箇所を明示する場合は不要）　など

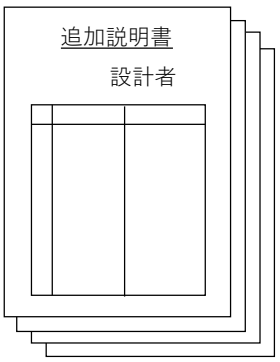

＜作成上の注意点＞　※ 別紙記載例2を参考にしてください。

- 補正する図面等の説明資料の補正箇所は朱書き等で明示してください。
- 表紙に建築士の記名・押印をしてください。表紙以外の説明資料への記名・押印は不要です。
- 適判申請の追加説明資料とまとめて一冊の追加説明書としても構いませんが、適判機関の了承を得たうえで行ってください。

※ **補正図書と追加説明書は異なります。**
補正図書　：申請図書を補正（追加・差替え）する図書
追加説明書：申請図書中の不明確な点を説明するための書類
※ **審査期間中に申請者等の都合により申請図書を差替え・訂正することはできません。**
詳しくはH19国交告示第835号第1第5項第三号・第四号および建築構造審査・検査要領-確認審査等に関する指針 運用解説編-2022年版 3.5（P209～）を参照ください。

③　追加説明書（適判申請分）　必要部数：正・副 各１部　　※ 適判申請が伴う場合

＜構成＞

- 原則①と同様の構成で作成ください。各適判機関の指示がある場合は、その指示に従ってください。

＜作成上の注意点＞

- 確認申請の追加説明資料とまとめて一冊の追加説明書としても構いませんが、適判機関の了承を得たうえで行ってください。

【１-2】 補正図書・追加説明書の事前確認

必要に応じ、本提出前（押印前）に事前確認をいたします。**来庁・郵送・メール**で提出してください。

＜注意点＞

- 【1】の書類を揃え提出してください。
- 来庁して提出する場合は、構造審査担当に事前にアポイントをお取りください。
- メールで提出する場合は、データ容量・頁数が多いものはメールで受け取りができない場合がありますので担当に相談してください。

【１-3】 補正図書・追加説明書の提出

来庁・郵送で提出してください。

＜注意点＞

- 意匠・設備関係の指摘事項の修正内容について確認完了後に提出をしてください。
- 適判申請が伴う場合は、適判の指摘事項の修正内容について適判機関の確認（事前確認）が完了した時点で提出してください。
- 来庁して提出する場合は、事前に構造審査担当にアポイントをお取りください。

郵送の場合、以下の点にもご注意してください。

- 構造図を補正（追加・差替え）する場合は、補正しない構造図を含む構造図すべてを差替えしてください。
- 構造計算書を補正（追加・差替え）する場合は、以下の①～③のいずれかとしてください。
  ① 構造計算書すべてを差替える。（補正しない部分も含む）
  ② 一貫計算部分をすべて差替える。（補正しない部分も含む）
  ③ 一貫計算以外の構造計算部分をすべて差替える。（補正しない部分も含む）
- 補正図書で差し替えした旧図書は確認済証の受け取り前に無効である旨の押印を押していただきます。原則、正本の旧図書は別冊として預かります。

【２】 適合判定通知書（写）と適判申請書（副）の提出

適判申請の適合判定通知書が交付されたら速やかに適合判定通知（写）と適判申請書（副）を**来庁・郵送**で提出してください。

来庁する際には、事前に構造審査担当にアポイントをお取りください。

【３】 中間・完了検査時の構造関係書類の提出

工事監理状況報告書など構造関係書類について、必要に応じ、中間・完了検査申請の前に事前書類検査をします。**来庁・郵送**のいずれかの方法で提出してください。

なお、現場検査が完了していても工事監理状況報告書に不備がある場合は、検査済証が交付できませんのでご注意ください。

提出書類については以下のサイトを参照ください。

https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000058555.html

郵送にあたっての注意点

- 郵送にかかる費用は申請者の負担となります。
- 郵送事故に関して、本市は責任を負いません。可能な限り書留郵便等配達とするなど記録が残る方法としてください。

問い合わせ先

建築審査課 構造審査担当
Tel 052-972-2932
mail a2932@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

2020/8
2025/1
2025/8

補正図面

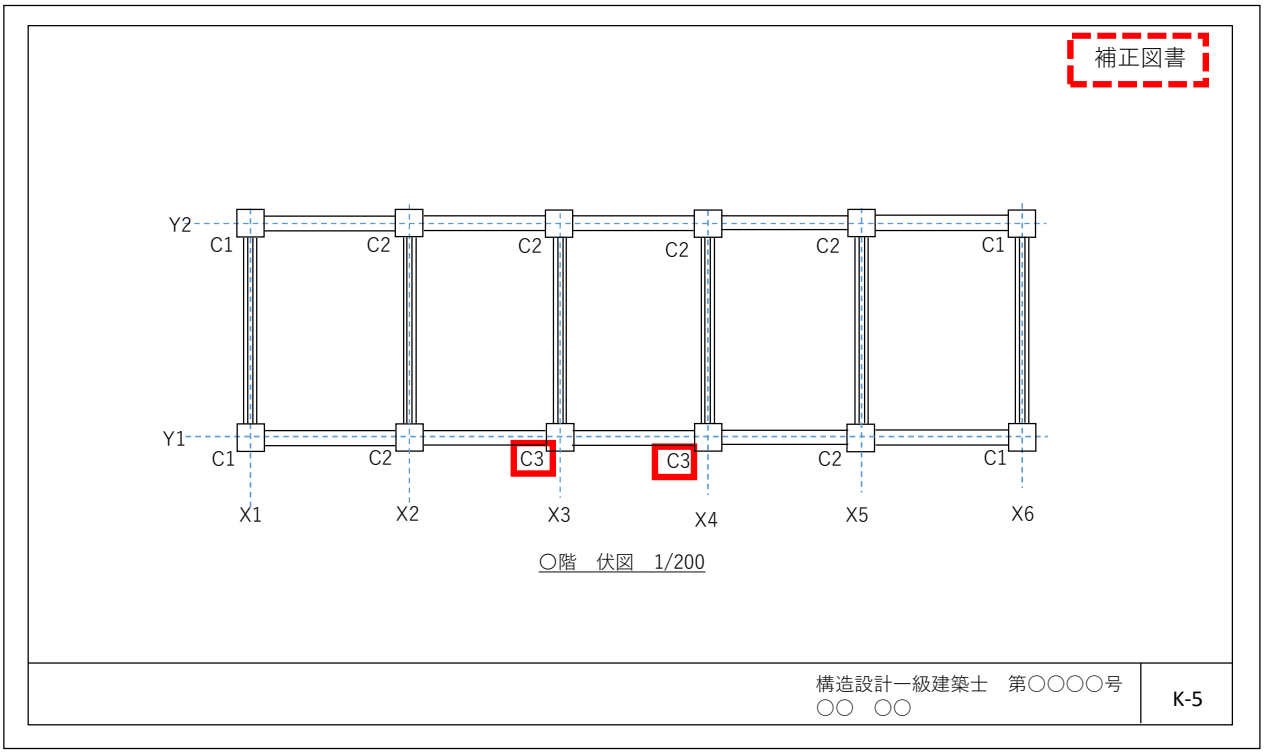

- 正本分の補正図書には、右上に「補正図書」と記載してください。（来庁し提出する場合はゴム印をお貸しします。）
- 補正箇所を赤枠で囲むなどして明示してください。（追加説明書の説明資料で明示している場合、補正図書で明示する必要はありません。）
- 建築士の記名をしてください。

追加説明書（参考様式）

追加説明書(構造分)

令和〇年〇月〇日

名古屋市建築主事　様

(一級)建築士（大臣)登録 第 〇〇〇〇〇〇〇 号
構造設計一級建築士 交付番号 第 〇〇〇〇 号

構造設計者氏名 〇〇 〇〇

受付番号:〇〇〇〇〇〇〇〇　　物件名:〇〇〇〇共同住宅

No.	該当図書	該当頁等	補正又は追加説明書を求める事項(指摘事項)およびその内容・理由	回答	補正図面の番号等	補正等の方法
1	伏図	K-5	柱が構造計算書と不整合です。	構造図Y1通X3・X4通の柱をC3に修正します。	K-5	■ 補正 ■ 追加説明
2						□ 補正 □ 追加説明
3						□ 補正 □ 追加説明
4						□ 補正 □ 追加説明
5						□ 補正 □ 追加説明
6						□ 補正 □ 追加説明
7						□ 補正 □ 追加説明

追加説明書に添付する補正図書の説明資料

※補正図書に補正箇所を明示している場合は不要です。

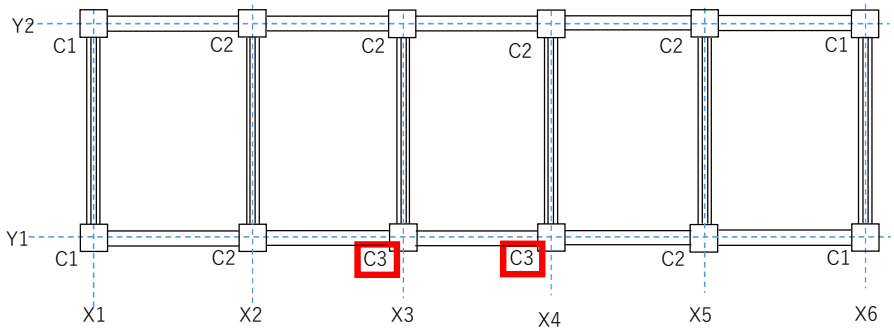

〇階　伏図　1/200

構造設計一級建築士　第〇〇〇〇号
〇〇　〇〇

K-5

- 補正する図面等の説明資料の補正箇所は朱書き等で明示してください。
- 表紙に建築士の記名をしてください。